

2.3 県民の緑に関する意識

2.3.1 調査概要

本県が実施している県政世論調査の結果に基づき、県民の緑に対する意識を把握します。過年度の調査で同様の質問をしている内容については、回答結果を比較し、県民の意向の変化を捉えるものとします。

表21 整理に用いた調査の概要

調査名	調査の概要	調査期間
平成19年度県政モニターアンケート	県内に居住する20歳以上の男女500人を対象としたアンケート調査	平成19年5月31日～6月10日
平成26年度第1回県政世論調査	県内に居住する18歳以上の男女3,000人を対象としたアンケート調査	平成26年7月1日～7月20日
平成28年度第2回県政世論調査		平成28年12月7日～12月26日
平成29年度第1回県政世論調査		平成29年7月11日～7月30日
平成29年度第2回県政世論調査		平成29年11月1日～11月20日

2.3.2 本県の緑の現状

(1) 緑の量について

住まい周辺の緑について、現状では県民の約7割が緑が多いと感じており、平成19年度の県政モニターアンケート結果の約6割と比べると増えています。しかしながら平成29年度の質問として、10年前に比べた緑の量の変化を問われると、「変わらない」または「減った」と感じている人が全体の約8割を占めています。

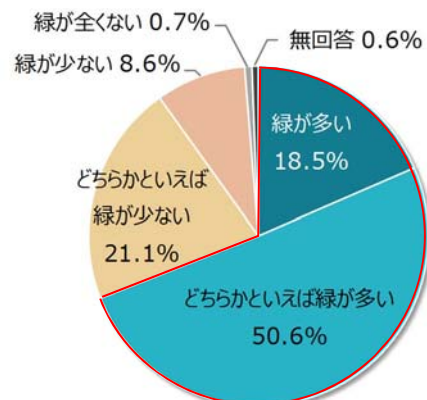
■住まい周辺の緑の状況

住まい周辺の緑の状況について、「緑が多い」(18.5%)と「どちらかといえば緑が多い」(50.6%)を合わせた“緑が多い”と答えた人の割合が69.1%であったのに対し、「どちらかといえば緑が少ない」(21.1%)と「緑が少ない」(8.6%)を合わせた“緑が少ない”と答えた人の割合は29.7%となっています。

【過年度調査との比較】

平成19年度の県政モニターアンケート結果において、6割以上の方が「緑が多い」と感じており、この10年間で約7割までやや増加しています。また「緑が少ない」と感じている方は2割5分から約3割とやや増加しています。

問：あなたのお住まいの周辺（半径1～2km程度）の緑の状況について、どのように感じていますか。

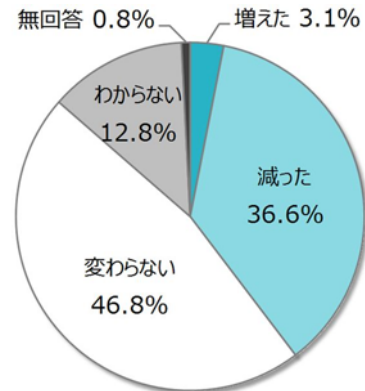


・平成29年度第1回県政世論調査
・件数=1,501

■10年前と比較した住まい周辺の緑の量

10年前と比較した住まい周辺の緑の量は、「変わらない」と答えた人の割合が46.8%と最も高く、続いて「減った」(36.6%)、「わからない」(12.8%)の順になっています。

問：10年前と比べて、あなたのお住まいの周辺（半径1～2km程度）の緑は増えましたか、減りましたか。



・平成29年度第1回県政世論調査
・件数=1,501

(2) 居住地周辺の緑を増やしたい場所について

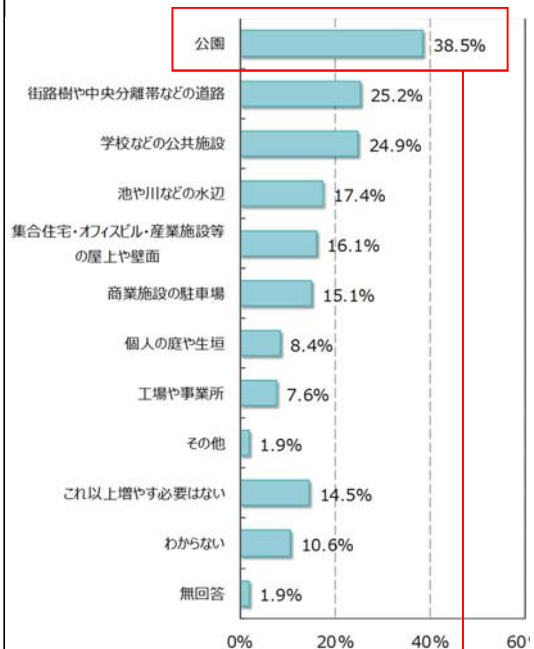
住まいの近くで緑を増やしたい場所として、公園が最も多く挙げられています。

住まい周辺の緑を増やしたい場所について、「公園」と答えた人の割合が38.5%と最も高く、特に30歳代や60歳代前半など、子どもを連れて公園に出かける層は、割合が高くなっています。

また、「公園」に続いて「街路樹や中央分離帯などの道路」(25.2%)、「学校などの公共施設」(24.9%)の順になっています。一方で、「これ以上増やす必要はない」と答えた人の割合は、14.5%となっています。

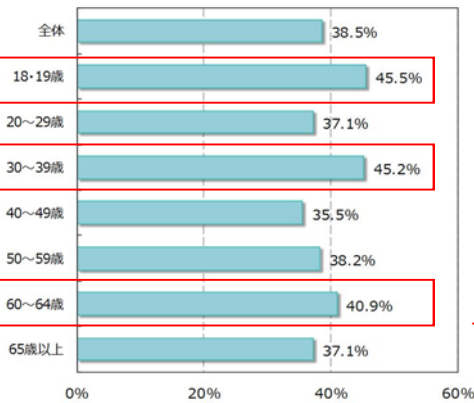
問：あなたのお住まいの周辺（半径1～2km程度）でさらに緑を増やすとしたら、特にどこが良いと思いますか。

【複数回答】



・平成29年度第1回県政世論調査
・件数=1,501

(参考) 最も多い「公園」の年齢別割合



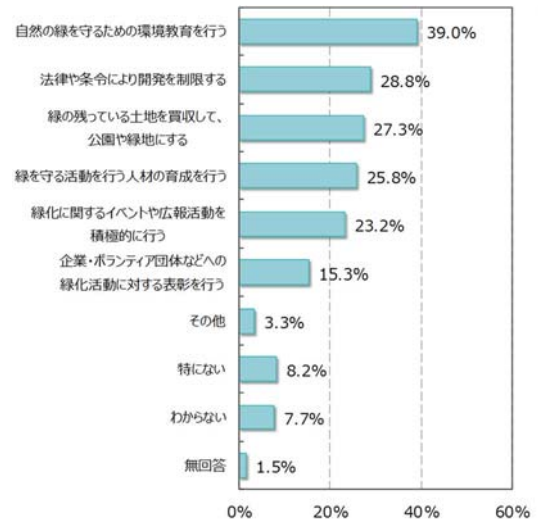
(3) 緑地の保全について愛知県に望む取組について

今後、愛知県に対して「自然の緑を守るための環境教育」を行って欲しいと望んでいます。

緑地の保全について愛知県に望む取組として、「自然の緑を守るための環境教育を行う」と答えた人の割合が39.0%と最も高く、続いて「法律や条例により開発を制限する」(28.8%)、「緑の残っている土地を買収して、公園や緑地にする」(27.3%)の順になっています。

問：緑地の保全についてお聞きます。現在残っている緑を守っていくために、愛知県にどのような取組を望みますか。

【複数回答】



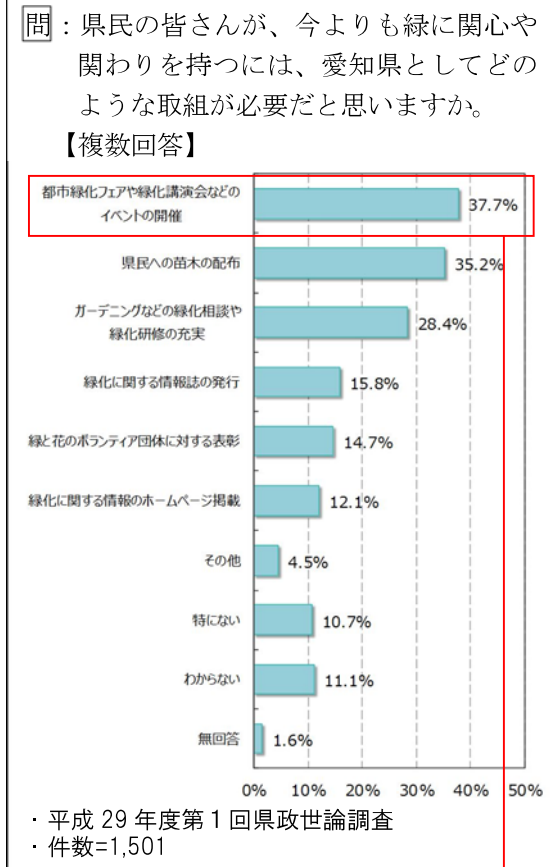
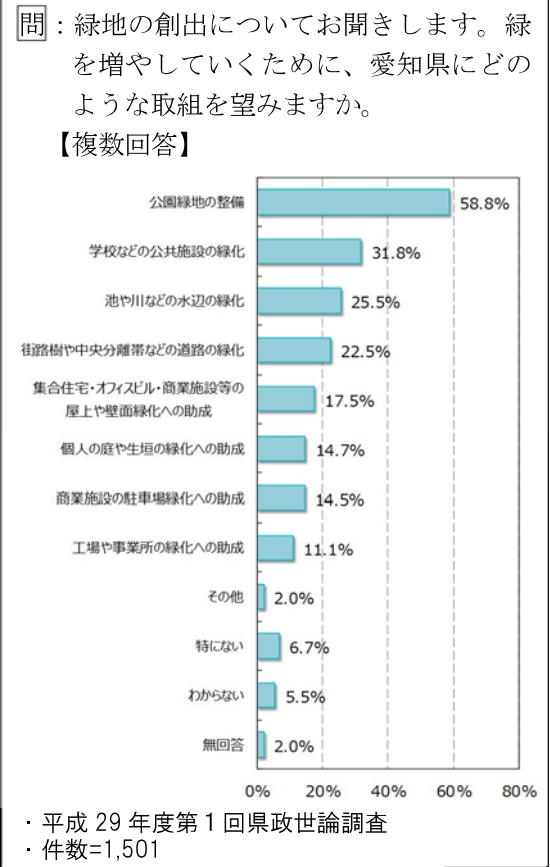
・平成29年度第1回県政世論調査
・件数=1,501

(4) 緑化の啓発活動について愛知県に望む取組

新たな緑地の創出について、「公園緑地の整備」が最も多く希望されており、今後、愛知県に対して「都市緑化フェアや緑化講演会などのイベントの開催」を行って欲しいと望んでいます。

緑地の創出について愛知県に望む取組として、「公園緑地の整備」と答えた人の割合が58.8%と最も高く、次に高い「学校などの公共施設の緑化」の倍程度となっています。

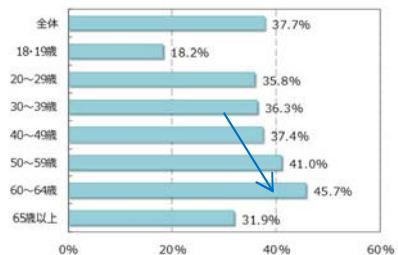
緑化に関する啓発活動について愛知県に望む取組として、「都市緑化フェアや緑化講演会などのイベントの開催」と答えた人の割合が37.7%と最も高く、特に年齢層が上がるにつれ、高くなる傾向があります。「都市緑化フェアや緑化講演会などのイベントの開催」は、平成19年の県政世論調査でも最も多く、イベント等の継続的な開催が求められているものと考えられます。



【過年度調査との比較】

平成19年度の県政モニターアンケート結果においても、「都市緑化フェアや緑化講演会などのイベントの開催」が最も多い回答となっており、継続的な開催が求められているものと考えられます。

(参考) 最も多い「都市緑化フェアや緑化講演会などのイベントの開催」の年齢別割合

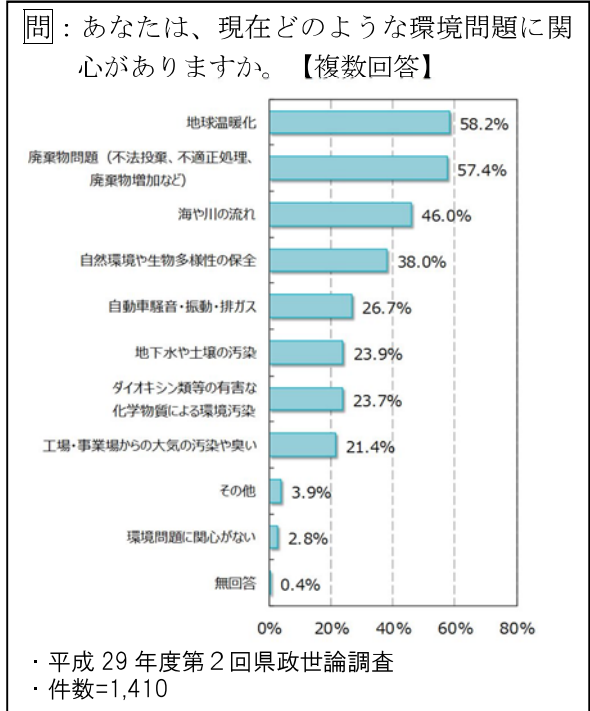


2.3.3 環境教育・環境問題

(1) 現在、関心のある環境問題

県民にとって「地球温暖化」が最も関心のある環境問題として挙げられており、「自然環境や生物多様性の保全」についても高い数値となっています。

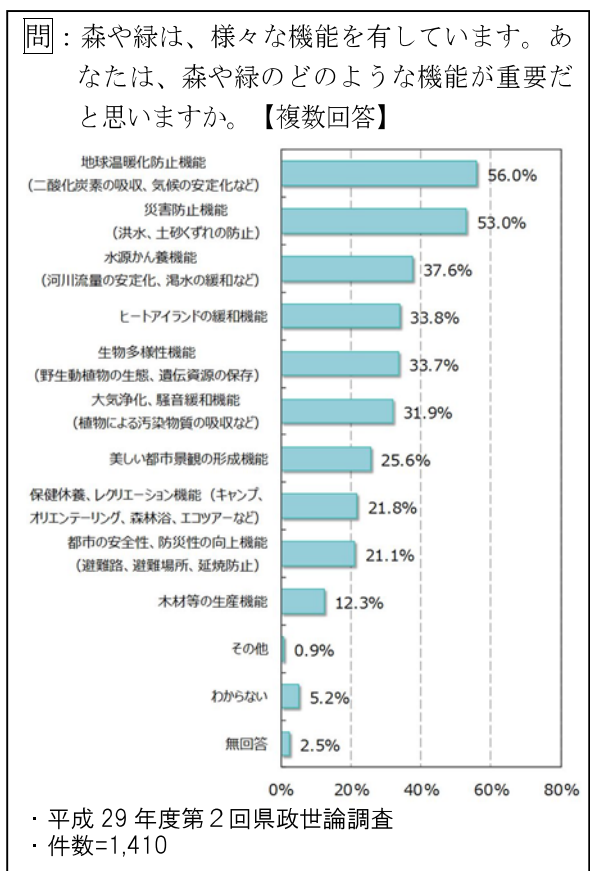
現在、関心のある環境問題について、「地球温暖化」と答えた人の割合が58.2%と最も高く、続いて「廃棄物問題（不法投棄、不適正処理、廃棄物増加など）」（57.4%）、「海や川の汚れ」（46.0%）の順になっています。



(2) 森や緑の重要な機能について

森と緑の重要な機能について、「地球温暖化防止機能」「災害防止機能」「生物多様性機能」など、環境に関する機能を重要視しています。

森や緑の重要な機能について、「地球温暖化防止機能（二酸化炭素の吸収、気候の安定化など）」と答えた人の割合が56.0%と最も高く、続いて「災害防止機能（洪水、土砂くずれの防止）」（53.0%）、「水源かん養機能（河川流量の安定化、渇水の緩和など）」（37.6%）の順になっています。

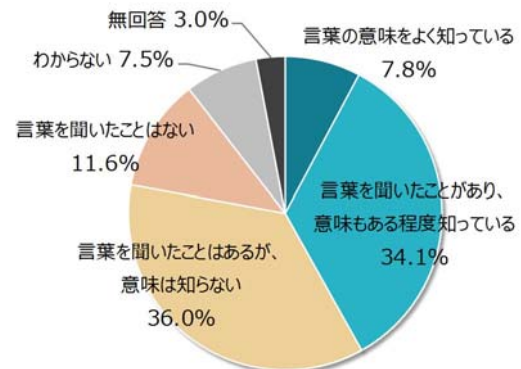


(3) 「生物多様性」という言葉の認知状況について

「生物多様性」という言葉を知っている人の割合は、平成 21 年度と比較すると増加しているものの、平成 28 年度における認知度は全体の 4 割程度に留まっており、県民の半数が未だに正確な意味が理解できていない状況です。

「生物多様性」という言葉の認知状況について、「言葉の意味をよく知っている」（7.8%）と「言葉を聞いたことがあります、意味もある程度知っている」（34.1%）を合わせた“意味を知っている”と答えた人の割合が 41.9%であったのに対し、「言葉を聞いたことがあがあるが、意味は知らない」（36.0%）と「言葉を聞いたことがない」（11.6%）を合わせた“意味を知らない”と答えた人の割合は 47.6%となっています。

問：私たちは、「生物多様性」から多くの恵みを受けて生活しています。あなたは、「生物多様性」という言葉を、どの程度知っていますか。



・平成 28 年度第 2 回県政世論調査
・件数=1,447

【過年度調査との比較】

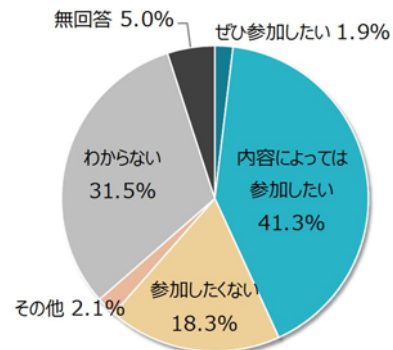
平成 21 年度の県政世論調査結果において、「生物多様性」について「かなり知っている」「ある程度知っている」という人は約 10%であったことから、この 7 年間で、言葉の認知度が約 4 割まで増加しています。また、「生物多様性」について「あまり知らない」「ほとんど知らないし、今後もあまり知りたいたとは思わない」という人は 59.1%であり、平成 29 年度までに 11.5 ポイント減少しています。

(4) 生物多様性保全活動への参加について

県民の約4割が生物多様性保全活動への参加を希望しています。

生物多様性保全活動への参加について、「ぜひ参加したい」(1.9%)と「内容によっては参加したい」(41.3%)を合わせた“参加したい”と答えた人の割合が43.2%であったのに対し、「参加したくない」と答えた人の割合は18.3%となっています。

問：県内でも「生物多様性の損失防止」を図るため、自然環境を保全する活動や自然観察会やフォーラムなど、様々な活動が行われています。あなたはこれらの活動に参加したいと思いませんか。



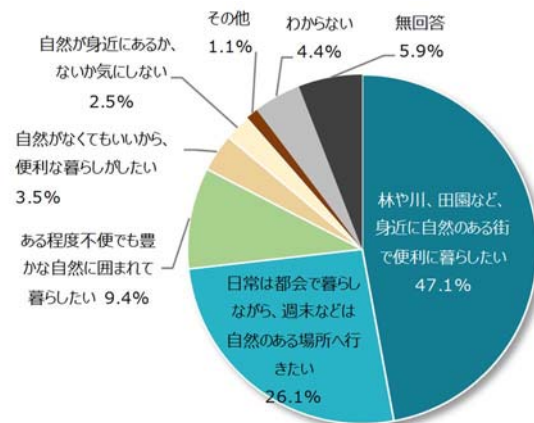
・平成28年度第2回県政世論調査
・件数=1,447

(5) 自然との共生に対する考え方について

「林や川、田園など、身近に自然のある街で便利に暮らしたい」「日常は都会で暮らしながら、週末などは自然のある場所へ行きたい」「ある程度不便でも豊かな自然に囲まれて暮らしたい」など、様々な形態ではあるものの、県民の多くは自然を身近に感じながら生活したいと希望しています。

自然との共生に対する考え方について、「林や川、田園など、身近に自然のある街で便利に暮らしたい」と答えた人の割合が47.1%と最も高く、続いて「日常は都会で暮らしながら、週末などは自然のある場所へ行きたい」(26.1%)、「ある程度不便でも豊かな自然に囲まれて暮らしたい」(9.4%)の順になっており、特に名古屋地域の方は、日常は都市で暮らし、週末自然のある場所へ行きたいと考えている割合が約4割と高い状況です。

問：あなたは将来、どのように自然と関わりながら生活していきたいとお考えですか。



・平成28年度第2回県政世論調査
・件数=1,447

2.3.4 県内の都市公園について

(1) 大規模な公園などで過ごす場合の利用について

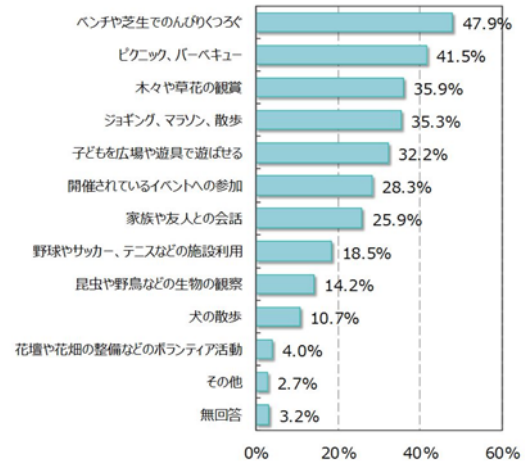
県民の多くは、身近な公園でのんびりくつろいだり、家族や友人とピクニックなどで過ごすことを希望しており、その傾向は年々高まってきています。

休日に、半日または1日を大規模な公園などで過ごす場合について、「ベンチや芝生でのんびりくつろぐ」と答えた人の割合が47.9%と最も高く、続いて「ピクニック、バーベキュー」(41.5%)、「木々や草花の観賞」(35.9%)の順になっています。

【過年度調査との比較】

平成19年度の県政モニターアンケート結果では、「緑や花の鑑賞」が73.3%、「ベンチや芝生でのんびりくつろぐ」が72.7%と、「緑や花の鑑賞」が若干高くなっています。一方で今回のアンケートでは「ベンチや芝生でのんびりくつろぐ」が最も高くなっており、大規模公園では、伸び伸びとした空間でゆっくりとくつろぐことや、家族や仲間を楽しむ場として期待している意見が多くなっています。

問：休日に、半日または1日を大規模な公園などで過ごす場合、どのように過ごしたいですか。



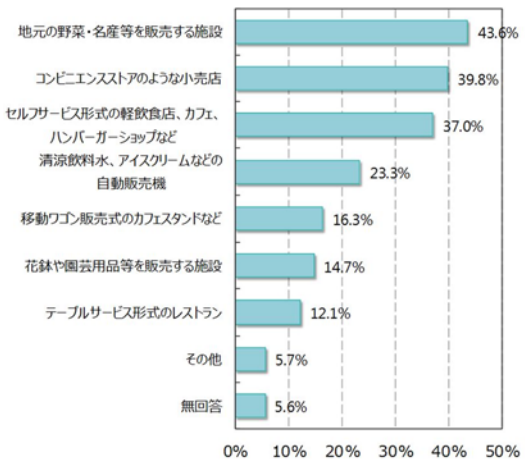
・平成26年度第1回県政世論調査
・件数=1,517

(2) 公園施設以外に望むサービス施設について

公園内に整備を望むサービス施設として、物販・飲食店の希望が高く、公園へのニーズが多様化していることが考察されます。

公園施設以外に望むサービス施設について、「地元の野菜・名産等を販売する施設」と答えた人の割合が43.6%と最も高く、続いて「コンビニエンスストアのような小売店」(39.8%)、「セルフサービス形式の軽飲食店、カフェ、ハンバーガーショップなど」(37.0%)の順になっています。

問：公園施設以外に、「あったらよい」「便利だ」と思うサービス施設がありますか。



・平成26年度第1回県政世論調査
・件数=1,517

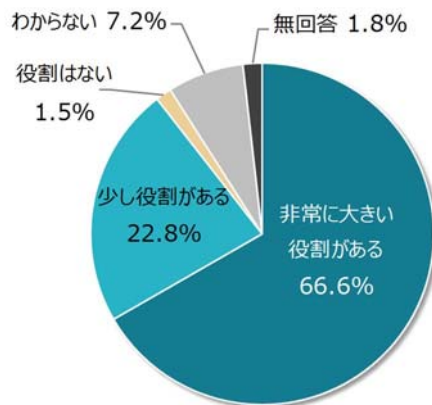
2.3.5 防災について

(1) 地震等の大規模災害が発生した時に公園が果たす役割について

近年、自然災害リスクへの意識が高まる中、県民の多くが地震等の大規模災害が発生したときに、公園の果たす役割は大きいと感じています。

地震等の大規模災害が発生した時に公園が果たす役割について、「非常に大きい役割がある」（66.6%）と「少し役割がある」（22.8%）を合わせた“役割がある”と答えた人の割合が89.4%に対し、「役割はない」と答えた人の割合は1.5%となっています。

問：地震等の大規模災害が発生した時に公園が果たす役割についてどう思いますか。



・平成26年度第1回県政世論調査
・件数=1,517

2.4 緑に関わる法制度の動向

「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」において、今後は、緑とオープンスペースのポテンシャルを最大限引き出す、新たなステージへ移行すべきであり、その中で「ストック効果をより高める」「民との連携を加速する」「都市公園を一層柔軟に使いこなす」ことを重視すべきと示されました。

また、これからの時代の緑のまちづくりにおいては、新たな都市のマネジメントのあり方と合わせ、これまでの「量の整備」の発想から、既存施設のストック効果の向上、民との連携など、都市公園を一層柔軟に使いこなしながら「質の向上」を重視する観点が求められており、多様な主体との連携が重要となっています。そのような状況から、この数年で都市緑地や都市公園に関する法改正や新たな制度が整備されています。その中で、都市農地が「緑地」として明確に位置付けられ、それと連動して都市農業に関する法律が整えられるなど、今後の都市における緑関連の取組において、生産緑地や農地なども対象としていく必要があります。

以下に、最近の緑に関する法改正、他分野の関連制度等を整理します。

表22 緑に関する主な法改正の概要

改正された法律	概 要
都市公園法 (平成 29 年改正)	<ul style="list-style-type: none"> ○公募設置管理制度 (Park-PFI) の創設 ○PFI 事業の設置管理許可の期間の延伸 (最長 10 年⇒30 年) ○保育所等の占用物件への追加 (改正前は国家戦略特区のみ可) ○公園の活性化に関する協議会の設置 ○都市公園の維持修繕基準の法令化
都市緑地法 (平成 29 年改正)	<ul style="list-style-type: none"> ○緑地保全・緑化推進法人 (みどり法人) 制度の拡充 ○市民緑地認定制度の創設 ○緑化地域制度の改正 (緑化率の最低限度の見直し) ○緑地の定義への農地の明記 (都市農業振興基本法と関連) ○緑の基本計画の記載事項の追加 (公園の管理方針など)
生産緑地法等 (平成 29 年改正)	<ul style="list-style-type: none"> ○生産緑地地区の面積要件の引き下げ (500 m²以上⇒300 m²以上) (市町村の条例による) ○生産緑地地区における建築規制の緩和 ○特定生産緑地制度の創設 ○田園住居地域の創設 (都市計画法・建築基準法：平成 30 年)

表23 他分野関連制度等の概要

関連法制度	概 要
官民連携まちづくり制度 (都市再生特別措置法： 平成 30 年改正)	<ul style="list-style-type: none"> ○都市再生整備計画 <ul style="list-style-type: none"> ・公園等を含む、公共公益施設を重点的に整備すべき区域を対象に、市町村が「当該公共公益施設の整備等に関する計画」(「都市再生整備計画」)を作成 ・計画により市町村の取組を国が交付金等で支援し、民間の取組を促進 ○都市再生推進法人 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が、一般社団法人、一般財団法人、NPO 法人、まちづくり会社などを都市再生推進法人に指定 ・都市再生推進法人は、都市再生整備計画を市町村に提案可能
都市農業振興基本法 (平成 27 年制定)	<ul style="list-style-type: none"> ○都市農業の継続及び、多様な機能の発揮を通じた良好な都市環境の形成に資することを目的に制定 ○緑地の定義に農地が明記されたことと併せて、都市農地の保全及び活用を促進

2.5 本県の緑地の保全・創出の取組

2.5.1 あいち森と緑づくり都市緑化推進事業

緑は、環境保全・防災・景観形成などのさまざまな機能を持ち、快適、安全で健康的な都市生活において欠かせないものです。本県では、平成 21 年度から「あいち森と緑づくり税」を活用した「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」により、都市の緑の保全や整備を推進しています。

平成 28 年度から「県内産花きの活用モデル事業」を実施し、県内産の花きを 100% 使った緑化活動を推進しています。実施箇所には「花の王国あいち」のロゴマークと県内産花きを 100% 使用していることを記載し、花と緑のまちづくりの PR 活動を実施しています。

平成 21 年から平成 29 年までの 9 年間で合計 89.9ha の都市の緑の保全や創出が進みました。また、1 箇所及び 1 回を 1 件とした場合、9 年間で 1,983 件であり、事業計画の 2,049 件に対し、進捗率は 97% となっています。

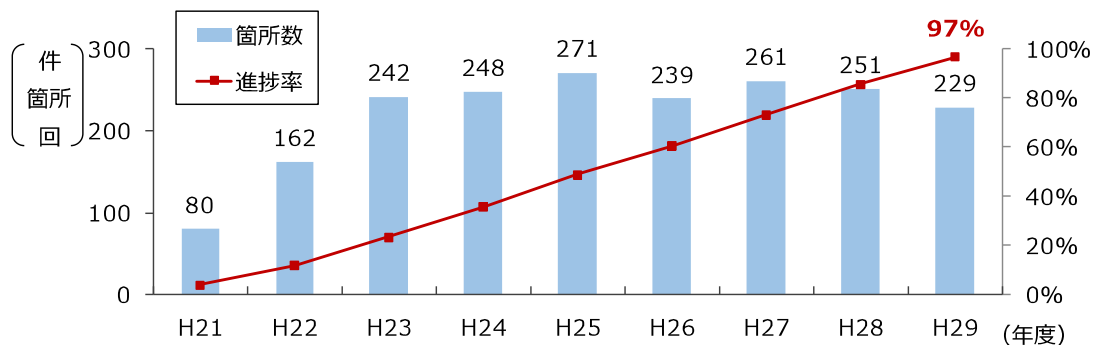


図50 あいち森と緑づくり都市緑化推進事業の年度別事業実績

(1) 身近な緑づくり事業

市街地の既存樹林を市町村が買い取り、保全する事業であり、市街地において新たな緑地を創出します。9 年間の実績は、合計で 32.3ha であり、事業計画 124 箇所に対し、114 箇所であり、進捗率は 92% となっています。

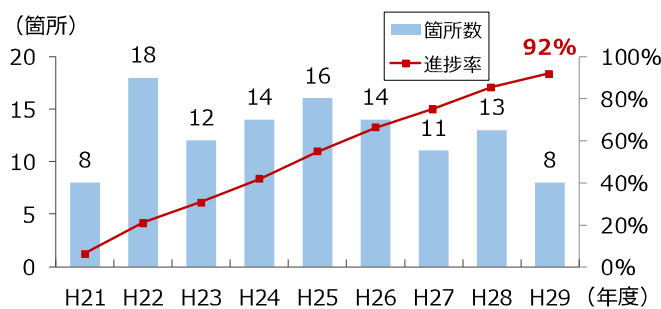


図51 身近な緑づくり事業の箇所数の推移



写真7 樹林地保全（扶桑町）

(2) 緑の街並み推進事業

市街地の民有地において、まとまった規模での優良な緑化工事費の一部を助成し、民有地緑化を推進する事業です。9年間の実績は23.3haであり、事業計画1,000件（民有地緑化への助成）に対し、879件であり、進捗率は88%となっています。

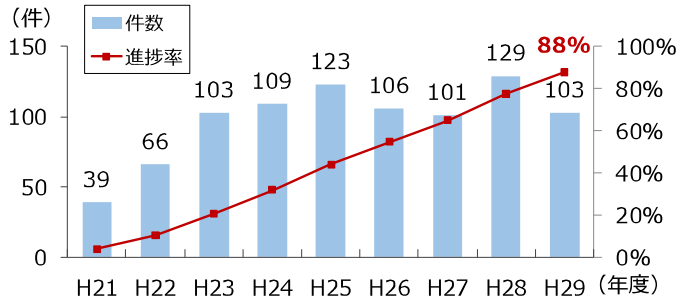


写真8 屋上緑化（名古屋市）

図52 緑の街並み推進事業の件数の推移

(3) 美しい並木道再生事業

都市の顔となる地区の道路において、美しい並木道を再生する事業です。事業計画145箇所に対し、9年間の実績は136箇所であり、進捗率は94%となっています。

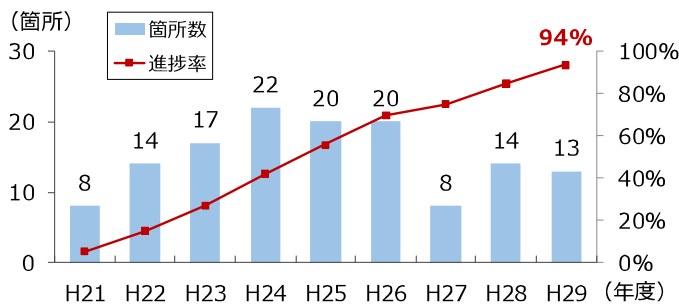


写真9 街路樹の再整備（豊川市）

図53 美しい並木道再生事業の箇所数の推移

(4) 県民参加緑づくり事業

公有地で行われる県民参加による緑づくり活動を推進する事業です。9年間の実績は34.3haであり、事業計画780回に対し、854回であり、進捗率は110%となっています。

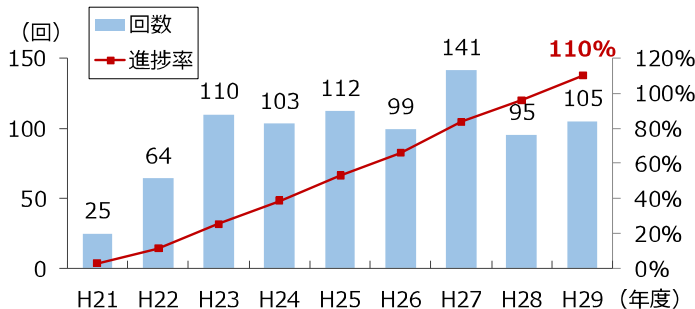


写真10 園庭の芝生化（一宮市）

図54 県民参加緑づくり事業の回数の推移

写真出典：あいち森と緑づくり事業評価報告書(平成30年5月)

2.5.2 緑化地域制度

緑化地域制度は、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区において、都市計画の地域地区として「緑化地域」を指定し、一定規模以上の敷地面積の建築物の新築・増築に対し、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けるものです。

平成 27 年度末（平成 28 年 3 月 31 日現在）には、緑化地域の指定面積は 4 地域で 60,644.6 ha となっています。

本県内では名古屋市と豊田市が緑化地域を指定しており、指定面積は平成 27 年度末時点で全国トップとなっています。

表24 緑化地域制度指定状況

都道府県	都市名及び都市数	緑化地域名及び地域数	計画決定年月	指定面積 (ha)	緑化の義務付けの対象	緑化率の最低限度
愛知県	名古屋市	名古屋都市計画緑化地域	H20.10	30,258.0	300 m ² 以上 500 m ² 以上 (建ぺい率60%を超える地区)	10% (建ぺい率60%を超え 80%以下) 15% (建ぺい率50%を超え 60%以下) 20% (建ぺい率50%以下)
	豊田市	豊田市緑化地域	H24.10	196.0	500 m ² 以上	5%~15%
東京都	世田谷区	東京都市計画緑化地域	H22.10	5,680.6	300 m ² 以上	5%~25%
神奈川県	横浜市	横浜市緑化地域	H21.4、 H25.2	24,510.0	500 m ² 以上	10%
合計	4	4		60,644.6		

資料：国土交通省都市緑化データベース(平成 29 年 3 月 31 日現在)

2.5.3 市民緑地

市民緑地とは、都市内に緑とオープンスペースを確保し、良好な生活環境の形成を図るために、土地所有者または人工地盤、建築物その他の工作物の所有者の申出に基づき、市町村または都市緑地法第 69 条第 1 項の規定に基づく緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）が当該土地等の所有者と契約を締結して、一定期間住民の利用に供するために設置・管理する緑地のことです。

本県内では、2市14か所（名古屋市12か所、豊明市2か所）が指定されています。前計画策定後、平成25年4月に大將ヶ根市民緑地6,180㎡が追加指定されました。

表25 市民緑地指定状況

都市名及び 都市数	名称	土地概況	契約面積 (㎡)	設置主体	管理主体
名古屋市	小池市民緑地	草地	711.0	市	市
名古屋市	神の倉市民緑地	雑木林	1,369.0	市	市
名古屋市	桃山市民緑地	雑木林	13,577.0	市	市
名古屋市	平針南市民緑地	雑木林	5,224.0	市	市
名古屋市	元植田市民緑地	草地	2,087.0	市	市
名古屋市	梅が丘市民緑地	草地	1,758.0	市	市
名古屋市	植田山市民緑地	草地	419.0	市	市
名古屋市	熊野市民緑地	草地	663.0	市	市
名古屋市	烏森市民緑地	草地	304.0	市	市
名古屋市	大將ヶ根市民緑地	雑木林	5,000.0	市	市
名古屋市	大將ヶ根市民緑地	雑木林	6,180.0	市	市
名古屋市	平針黒石市民緑地	雑木林	10,915.0	市	市
豊明市	仙人塚市民緑地	竹林	1,463.0	市	市
豊明市	西大根市民緑地	雑木林	2,689.0	市	市
2市	14か所	-	52,359.0	-	-

資料：国土交通省都市緑化データベース(平成29年3月31日現在)

2.5.4 保存樹・保存樹林

樹木の保存において、法律によるものと、自治体の条例等に基づくものがあります。

(1) 法律に基づく保存樹・保存樹林

都市における美観風致の維持を図るため、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年5月18日法律第142号）」に基づき、都市計画区域内の樹木又は樹木の集団について、市町村長が指定するものです。

法律に基づく保存樹・保存樹林の指定状況は、平成28年度末現在、全国25都市において保存樹は3,701本、保存樹林は214件でその面積は69ha、生垣等は28件で1,369mとなっています。

本県内では、保存樹774本、保存樹林1か所が指定されています。

表26 保存樹及び保存樹林指定状況（法に基づく指定）

都市名	保存樹 (本)	樹木保存法に基づく指定			
		保存樹林(イ)		保存樹林(ロ)	
		件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)
名古屋市	774	1	13,004.00	0	0.00

資料:国土交通省都市緑化データベース(平成29年3月31日現在)

(イ) その集団の存する土地の面積が五百平方メートル以上であること。

(ロ) いけがきをなす樹木の集団で、そのいけがきの長さが三十メートル以上であること。

(2) 条例に基づく保存樹・保存樹林

地域で親しまれてきた老木や名木、あるいは良好な自然環境を残す樹林などを、区市町村の条例等により、指定し保存するものです。

条例に基づく保存樹・保存樹林の指定状況は、平成28年度末現在、全国362都市（及び3道県）において保存樹が61,855本、保存樹林が8,002件で面積は3,813.6ha（面積把握をしていないものを除く）、生垣等は4,671件で延長173,358m（延長不明なものを除く）となっています。

本県内では、保存樹が3,918本、保存樹林が605件で面積は121ha、生垣等は23件で延長1,242mが指定されています。

表27 保存樹及び保存樹林指定状況（条例等に基づく指定）

都市名及び 都市数	保存樹 (本)	条例等に基づく指定			
		保存樹林		生垣 等	
		件数	面積(m ²)	件数	延長(m)
名古屋市	82	1	446.82	0	0.00
岡崎市	90	37	147,530.00	0	0.00
半田市	50	0	0.00	0	0.00
春日井市	563	5	46,955.00	23	1241.61
津島市	124	0	0.00	0	0.00
碧南市	6	28	88,600.00	0	0.00
刈谷市	1,164	3	55,400.00	0	0.00
豊田市	256	0	0.00	0	0.00
安城市	97	36	117,408.00	0	0.00
西尾市	26	0	0.00	0	0.00
江南市	258	129	126,940.00	0	0.00
稲沢市	227	127	193,593.00	0	0.00
東海市	463	182	167,709.00	0	0.00
大府市	105	13	39,645.00	0	0.00
知多市	86	13	118,487.00	0	0.00
尾張旭市	18	3	36,831.00	0	0.00
岩倉市	87	9	14,201.00	0	0.00
長久手市	9	1	16,000.00	0	0.00
東郷町	4	0	0.00	0	0.00
大口町	30	6	15,217.00	0	0.00
扶桑町	41	0	0.00	0	0.00
東浦町	132	12	29,200.00	0	0.00
22	3,918	605	1,214,162.82	23	1241.61

資料:国土交通省都市緑化データベース(平成29年3月31日現在)

■保存樹の例



法蔵寺（岡崎市）
(岡崎市提供)

■保存樹林の例



山中八幡宮（岡崎市）
(岡崎市提供)

■保存生垣の例



保存生垣（春日井市）
(春日井市提供)

写真11 保存樹及び保存樹林、保存生垣の例

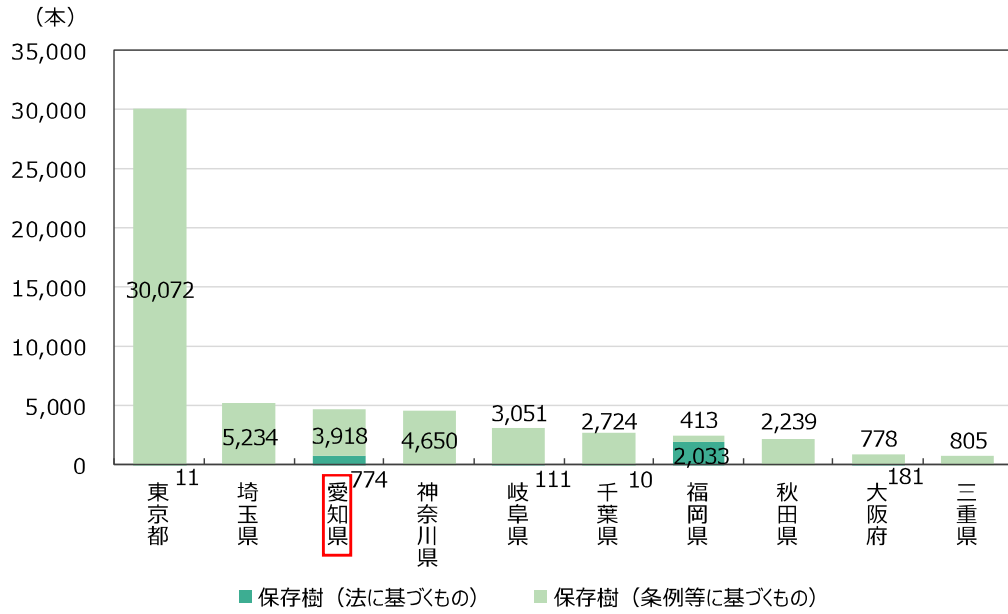


図55 都道府県別保存樹指定状況

資料:国土交通省都市緑化データベース(平成29年3月31日現在)

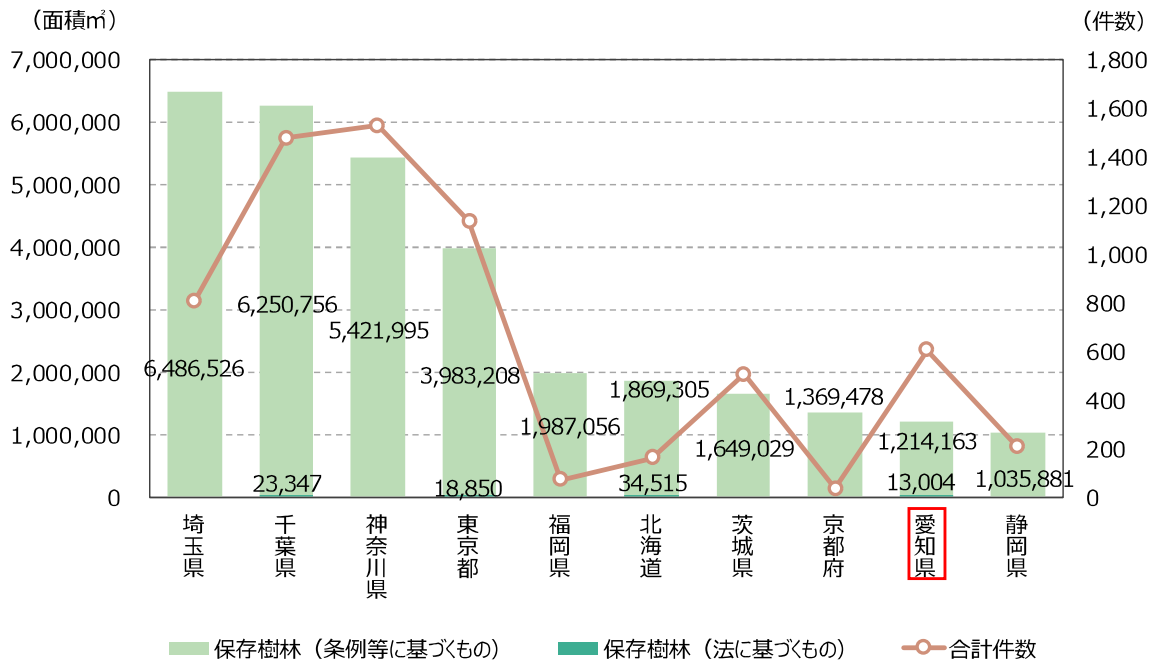


図56 都道府県別保存樹林指定状況

資料:国土交通省都市緑化データベース(平成29年3月31日現在)

2.5.5 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、都市緑地法第 12 条に規定されており、都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独もしくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害又は災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもののいずれかに該当する緑地が、指定の対象となります。

本県内では、2 市 74 箇所(名古屋市 73 箇所、春日井市 1 箇所)が指定されています。

前計画策定後に、名古屋市において細根特別緑地保全地区が 1 地区新たに指定されているほか、名古屋城、熊野、八竜などが区域の拡大を行っており、平成 23 年度末から平成 28 年度末にかけて、指定面積は、8.7ha 増加しています。



写真 12 熱田神宮特別緑地保全地区（名古屋市）

2.5.6 緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）

地方公共団体以外の NPO 法人やまちづくり会社などの団体が「みどり法人」として緑地の保全や緑化の推進を行う制度です。これにより、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取組を推進することができます。

本県内では「公益財団法人名古屋市みどりの協会」が指定されています。

2.5.7 緑地協定

緑地協定とは、都市緑地法に基づき、良好な住環境を創っていくため、土地所有者等全員の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。協定には 2 種類あり、都市緑地法の 45 条に基づくものは、既にコミュニティの形成が行われている地区において、そして同法 54 条によるものは、開発業者が分譲前に市町村長の許可を受けて定めるもので、3 年以内に複数の土地の所有者等が存在することになった場合に効力を発揮するものです。

本県内では、4 市 17 件(名古屋市 3 箇所、岡崎市 11 件、春日井市 1 件、岩倉市 2 件)が指定されています。